

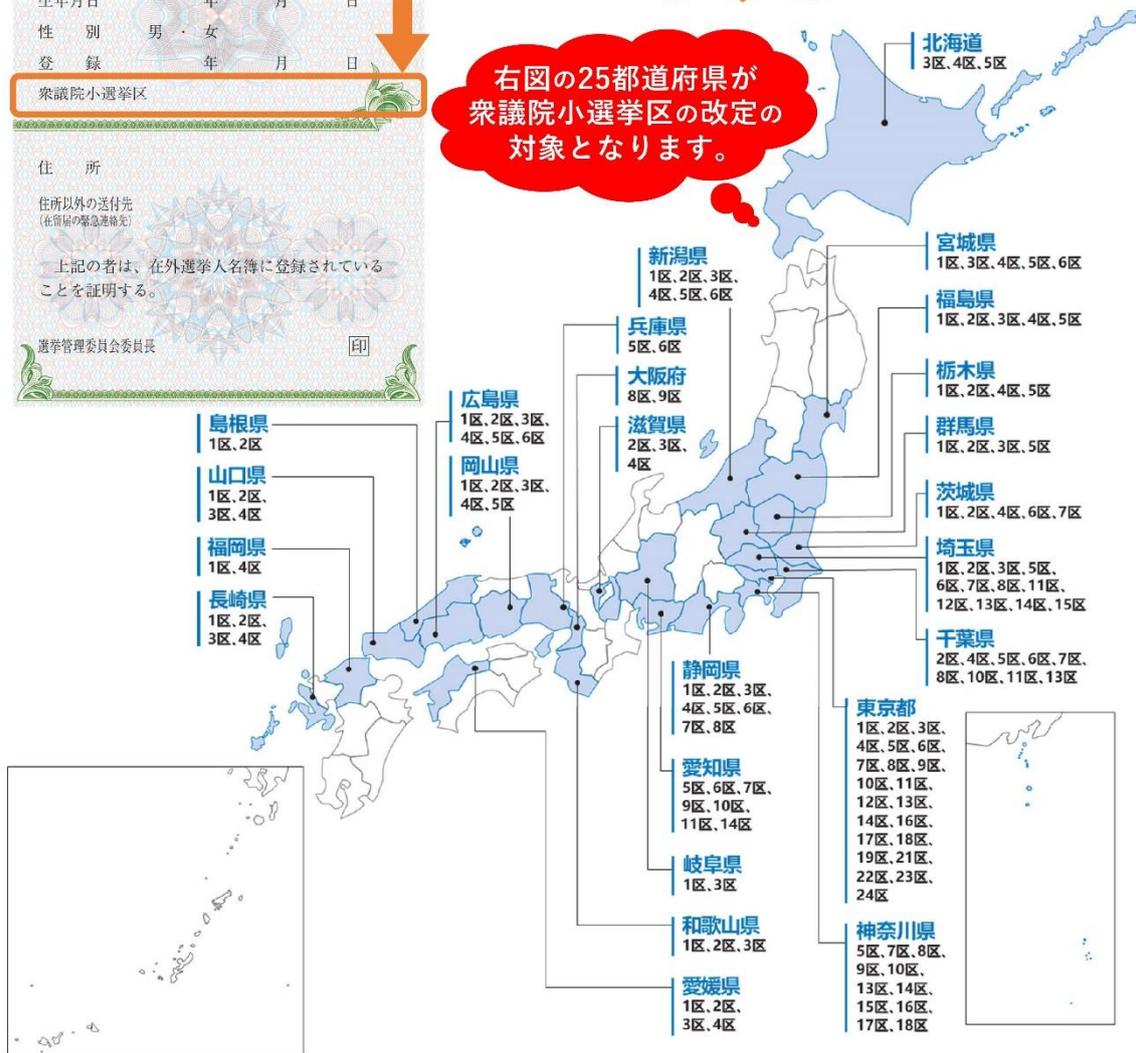
令和4年12月28日施行 衆議院小選挙区 区割り改定

衆議院小選挙区の区割り改定に伴い、
在外選挙人証の小選挙区が変わっていませんか？



変更となっている
可能性があります！

右図の25都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。



令和4年12月27日以前（平成29年7月15日以前を含む。）に上記の各都道府県で発行された在外選挙人証をお持ちの方は、御自身の区割りについて御確認ください。

平成29年7月16日施行 衆議院小選挙区 区割り改定

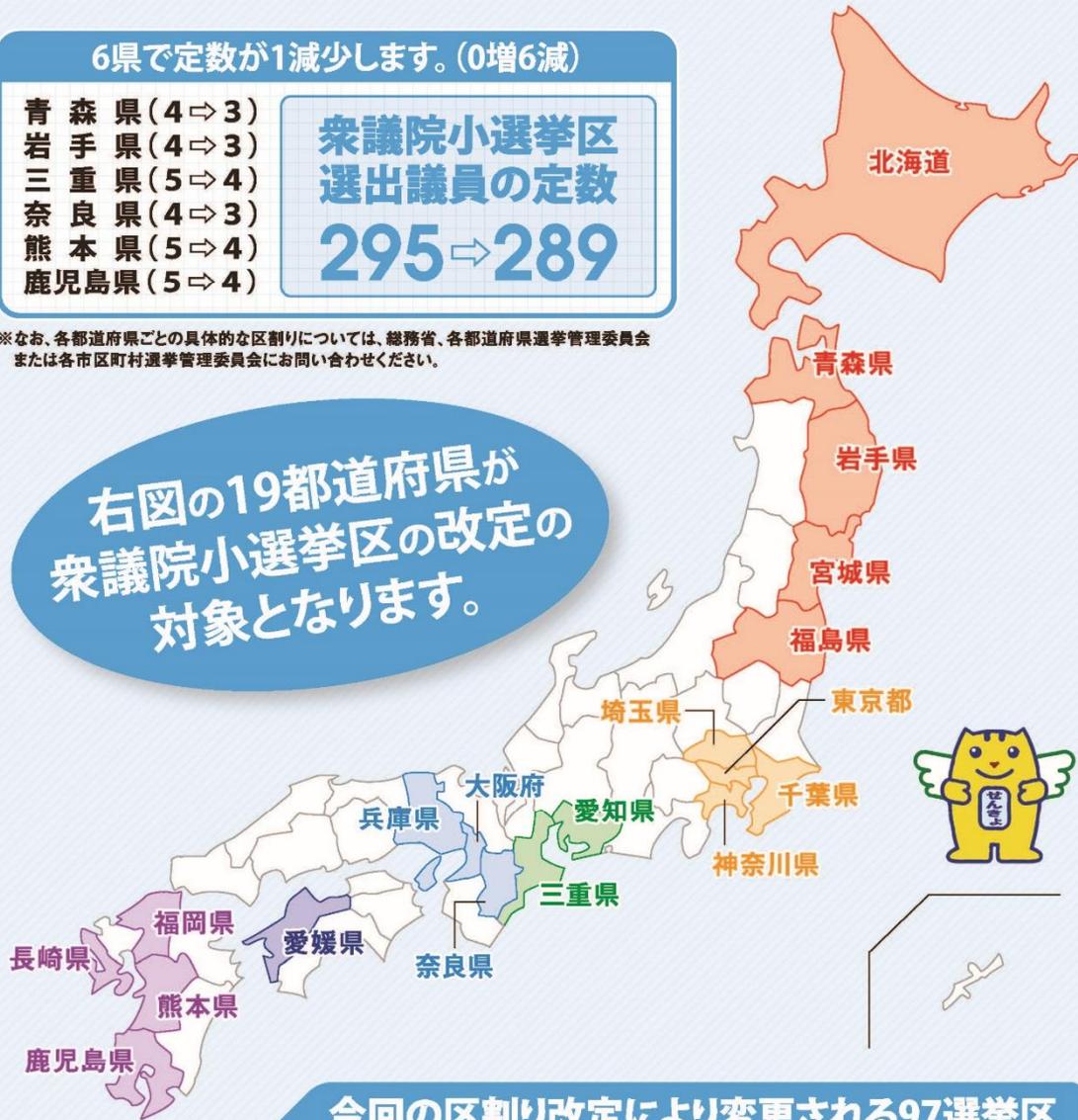
6県で定数が1減少します。(0増6減)

青森県(4⇒3)
岩手県(4⇒3)
三重県(5⇒4)
奈良県(4⇒3)
熊本県(5⇒4)
鹿児島県(5⇒4)

衆議院小選挙区
選出議員の定数
295⇒289

※なお、各都道府県ごとの具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

右図の19都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。



今回の区割り改定により変更される97選挙区

北海道(1区、2区、4区、6区、10区、12区) 青森県(1区、2区、3区、4区) 岩手県(1区、2区、3区、4区) 宮城県(1区、3区、4区、5区、6区)
福島県(3区、4区) 埼玉県(1区、2区、3区、5区、13区、15区) 千葉県(4区、13区) 東京都(1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、
11区、12区、13区、14区、16区、17区、19区、21区、22区、23区、24区、25区) 神奈川県(7区、8区、9区、10区、13区、14区、16区、18区)
愛知県(6区、7区、12区、14区) 三重県(1区、2区、3区、4区、5区) 大阪府(1区、2区、4区) 兵庫県(2区、5区、6区、7区)
奈良県(1区、2区、3区、4区) 愛媛県(1区、2区、4区) 福岡県(2区、3区、5区) 長崎県(2区、3区、4区) 熊本県(1区、2区、3区、4区、5区)
鹿児島県(1区、2区、3区、4区、5区)

平成29年7月15日以前に上記の各都道府県で発行された在外選挙人証をお持ちの方は、御自身の区割りについて御確認ください。
令和4年12月28日施行の区割り改定の対象にもなっている都道府県の場合には、そちらも併せて御確認ください。